

事務連絡
平成28年8月31日

各指定共同生活援助事業所 管理者様
(指定都市・中核市に所在する事業所を除く)

神奈川県保健福祉局福祉部
障害福祉課

指定共同生活援助事業所に係る夜間支援等体制加算の取扱いについて

本県の障害福祉行政の推進につきましては、日頃より格別のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、本県における共同生活援助事業所に対する実地指導等において、算定の要件を満たさない状況で夜間支援等体制加算Ⅰを報酬請求している事例が散見されております。算定要件を満たさずに報酬請求を行っていることが判明した場合には、県は過誤調整の指導を行うこととなりますが、中には多額の報酬の返還が生じる場合もあります。

については、貴事業所において夜間支援等体制加算Ⅰ、Ⅱ又はⅢを算定している場合には、当該算定要件について改めてご確認いただき、算定要件を満たした事業所運営を行っていただくようお願いいたします。

夜間支援等体制加算Ⅰ、Ⅱ又はⅢの算定要件の詳細については、以下の(1)報酬告示、(2)留意事項通知を参照してください。障害福祉情報サービスかながわの書式ライブラリ内の8. 障害者総合支援法・児童福祉法等に関する情報 > 5 報酬関係告示等 (障害者総合支援法関係) > 「指定障害福祉サービス等報酬告示」及び「指定障害福祉サービス等報酬告示留意事項通知」にてご覧いただけます。

- | |
|--|
| <p>(1) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準 (平成18年9月29日厚生労働省告示第523号)」平成28年3月31日厚生労働省告示第166号改正現在</p> <p>(2) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」平成28年3月30日障発第0330第11号改正現在</p> |
|--|

なお、(2)の該当箇所の抜粋は、別紙にてご確認ください。

また、「平成27年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A (平成27年3月31日)」及び「平成27年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A VOL.3 (平成27年5月19日) ①」も併せて、参照してください。障害福祉情報サービスかながわの書式ライブラリ内の6. お知らせ (県内共通) > 6 報酬改定に関する情報にてご覧いただけます。

問い合わせ先

調整グループ 宮、原田、岡村、梶

電話 045-210-1111 内線4736、4737

ファクシ 045-201-2051

事業支援グループ 浅田、小川、高木、中島、竹中

電話 045-210-1111 内線4717、4719、4732

ファクシ 045-201-2051

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年10月31日障発第1031001号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）より抜粋

第二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表介護給付費等単位数表（平成18年厚生労働省告示第523号。以下「報酬告示」という。）に関する事項

<中略>

3. 訓練等給付費

<中略>

(6) 共同生活援助サービス費及び外部サービス利用型共同生活援助サービス費

<中略>

⑥ 夜間支援等体制加算の取扱い

(一) 報酬告示第15の1の5のイの夜間支援等体制加算（I）については、指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、夜勤を行う夜間支援従事者を配置し、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯（指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに利用者の生活サイクルに応じて、1日の活動の終了時刻から開始時刻まで（午後10時から翌日の午前5時までの間は最低限含むものとする。）を基本として、設定するものとする。以下この⑤[※]において同じ。）を通じて必要な介護等の支援を提供できる体制を確保している場合であって、次のアからウまでの要件を満たしていると都道府県知事が認める場合について、算定する。

ア 夜間支援従事者の配置

(ア) 夜間支援従事者は、当該夜間支援従事者が夜間に支援を行う利用者が居住する共同生活住居（サテライト型住居を除く。）に配置される必要があること。ただし、これにより難い特別な事情がある場合であって、適切な夜間支援体制が確保できるものとして都道府県知事が認めた場合は、この限りではないこと。

(イ) 夜間支援従事者が複数の共同生活住居に居住する利用者に対して夜間支援を行っている場合には、夜間支援従事者が配置されている共同生活住居と、その他の共同生活住居が概ね10分以内の地理的条件にあり、かつ、利用者の呼び出し等に速やかに対応できるよう、特別な連絡体制（非常通報装置、携帯電話等）が確保される必要があること。

[※] 国が発出する通知の原文通りに掲載しており、

⑤とありますが、⑥が正しいものと思われれます。

- (ウ) 1人の夜間支援従事者が支援を行うことができる利用者の数は、
 - (i) 複数の共同生活住居（5カ所まで（サテライト型住居の数は本体住居と併せて1カ所とする。）に限る。）における夜間支援を行う場合にあっては20人まで、
 - (ii) 1カ所の共同生活住居内において夜間支援を行う場合にあっては30人までを上限とする。

イ 夜間支援従事者の勤務内容・勤務形態

- (ア) 夜間支援従事者は、常勤、非常勤を問わないものであること。

また、夜間支援従事者は、指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に従事する世話人又は生活支援員以外の者であって、夜間における支援を委託されたものであっても差し支えないものとする。

なお、共同生活住居における適切な夜間支援体制を確保する観点から、指定障害者支援施設や病院、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所等における夜勤・宿直業務と兼務している場合には、この加算の対象とはならず、指定障害福祉サービス基準附則第7条に規定する地域移行支援型ホーム（従前の地域移行型ホームを含む。以下同じ。）については、共同生活住居内に専従の夜間支援従事者が配置されている場合にのみ、加算の対象とする。ただし、指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所が指定短期入所事業所として併設事業所又は空床利用型事業所を設置する場合にあっては、当該指定短期入所事業所の従業者が夜間支援従事者の業務を兼務しても差し支えないものとする。

- (イ) 夜間支援を行う共同生活住居の利用者の就寝前から翌朝の起床後までの間、夜勤を行う専従の夜間支援従事者が配置されていること。なお、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、夜間及び深夜の時間帯における支援を受託居宅介護サービス事業所の従業者に委託することも差し支えないが、その場合は、報酬告示第15の1の3の受託居宅介護サービス費ではなく、この加算を算定すること。
- (ウ) 夜間支援従事者は、利用者の状況に応じ、就寝準備の確認、寝返りや排せつの支援等のほか、緊急時の対応等を行うこととし、夜間支援の内容については、個々の利用者ごとに共同生活援助計画又は外部サービス利用型共同生活援助計画に位置付ける必要があること。
- (エ) 1人の夜間支援従事者が複数の共同生活住居の夜間支援を行う場合にあっては、少なくとも一晩につき1回以上は共同生活住居を巡回する必要があること。ただし、サテライト型住居については、当該住居

の形態や入居している利用者の意向、状態像等を勘案した上で、サテライト型住居ごとに巡回の必要性を判断することとして差し支えない。

ウ 加算の算定方法

1人の夜間支援従事者が支援を行う夜間支援対象利用者の数に応じ加算額を算定する。この場合の夜間支援対象利用者の数は、当該夜間支援従事者が夜間支援を行う共同生活住居に入居している利用者数の総数とし、当該利用者数の総数は、現に入居している利用者の数ではなく、第二の1の(5)の規定を準用して算定するものとする。

1カ所の共同生活住居において2人以上の夜間支援従事者が夜間支援を行う場合は、それぞれの夜間支援従事者が実際に夜間支援を行う利用者数に応じて、第二の1の(5)の規定を準用して算定する当該共同生活住居に入居している利用者数を按分して算定するものとする。これらの計算の過程において、小数点以下の端数が生じる場合については、小数点第1位を四捨五入するものとする。

なお、夜勤を行う夜間支援従事者が支援を行う共同生活住居に入居している利用者は、報酬告示第15の1の5のロの夜間支援等体制加算(Ⅱ)及び同ハの夜間支援等体制加算(Ⅲ)を算定できないものであること。

(例) 夜勤を行う夜間支援従事者が支援を行う5人定員の共同生活住居において、前年度の全利用者数の延べ数が1,570人、前年度の開所日数が365日の場合の加算額

→ $1,570人 \div 365日 = 4.3人$ 。小数点第1位を四捨五入のため、夜間支援対象利用者が4人の加算額(336単位)を算定

(二) 報酬告示第15の1の5のロの夜間支援等体制加算(Ⅱ)については、指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、宿直を行う夜間支援従事者を配置し、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて、定時的な居室の巡回や緊急時の支援等を提供できる体制を確保している場合であって、次のアからウまでの要件を満たしていると都道府県知事が認める場合について、算定する。

ア 夜間支援従事者の配置

(一) のアの規定を準用する。

イ 夜間支援従事者の勤務内容・勤務形態

(ア) 夜間支援従事者は、常勤、非常勤を問わないものであること。

また、夜間支援従事者は、指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に従事する世話人又は生活支援員以外の者であって、夜間における支援を委託されたものであっても差し

支えないものとする。

なお、共同生活住居における適切な夜間支援体制を確保する観点から、指定障害者支援施設や病院等における夜勤・宿直業務と兼務している場合には、この加算の対象とはならず、指定障害福祉サービス基準附則第7条に規定する地域移行支援型ホームについては、共同生活住居内に専従の夜間支援従事者が配置されている場合にのみ、加算の対象とする。

ただし、指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所が指定短期入所事業として併設事業所又は空床利用型事業所を設置する場合にあっては、当該指定短期入所事業の従業者が夜間支援従事者の業務を兼務しても差し支えないものとする。

- (イ) 夜間支援を行う共同生活住居の利用者の就寝前から翌朝の起床後までの間、宿直を行う専従の夜間支援従事者が配置されていること。
- (ウ) 夜間支援従事者は、利用者の状況に応じ、定時的な居室の巡回や電話の収受のほか、必要に応じて、緊急時の対応等を行うものとする。
- (エ) 1人の夜間支援従事者が複数の共同生活住居の夜間支援を行う場合にあっては、少なくとも一晩につき1回以上は共同生活住居を巡回する必要があること。

ただし、サテライト型住居については、当該住居の形態や入居している利用者の意向、状態像等を勘案した上で、サテライト型住居ごとに巡回の必要性を判断することとして差し支えない。

ウ 加算の算定方法

1人の夜間支援従事者が支援を行う夜間支援対象利用者の数に応じ加算額を算定する。この場合の夜間支援対象利用者の数は、当該夜間支援従事者が夜間支援を行う共同生活住居に入居している利用者数の総数とし、当該利用者数の総数は、現に入居している利用者の数ではなく、第二の1の(5)の規定を準用して算定するものとする。

1カ所の共同生活住居において2人以上の夜間支援従事者が夜間支援を行う場合は、それぞれの夜間支援従事者が実際に夜間支援を行う利用者数に応じて、第二の1の(5)の規定を準用して算定する当該共同生活住居に入居している利用者数を按分して算定するものとする。これらの計算の過程において、小数点以下の端数が生じる場合については、小数点第1位を四捨五入するものとする。

なお、宿直を行う夜間支援従事者が支援を行う共同生活住居に入居している利用者は、報酬告示第15の1の5のイの夜間支援等体制加算(I)及び同ハの夜間支援等体制加算(III)を算定できないものである

こと。

(三) 報酬告示第15の1の5のハの夜間支援等体制加算(Ⅲ)については、指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、夜間及び深夜の時間帯を通じて、必要な防災体制又は利用者に病状の急変その他の緊急の事態が生じた時に、利用者の呼び出し等に速やかに対応できるよう、常時の連絡体制を確保しているものとして都道府県知事が認める場合に算定するものであるが、具体的には次の体制をいうものである。

ア 夜間防災体制の内容

警備会社と共同生活住居に係る警備業務の委託契約を締結している場合に算定できるものであること。

なお、警備会社に委託する際には、利用者の状況等について伝達しておくこと。

イ 常時の連絡体制の内容

常時の連絡体制については、当該事業所の従業者が常駐する場合のほか、次の場合にも算定できるものであること。

(ア) 携帯電話などにより、夜間及び深夜の時間帯の連絡体制が確保されている場合

(イ) 指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に従事する世話人又は生活支援員以外の者であつて、夜間における支援を委託されたものにより連絡体制を確保している場合

ただし、この場合、指定障害者支援施設の夜勤職員等、別途報酬等(報酬告示第11の9のハの夜間支援等体制加算(Ⅲ)及び地域相談支援報酬告示第2の地域定着支援サービス費を除く。)により評価される職務に従事する必要がある者による連絡体制はこの加算の算定対象とはしないこと。

なお、緊急時の連絡先や連絡方法については、運営規程に定めるとともに共同生活住居内の見やすい場所に掲示する必要があること。

ウ 加算の算定方法

常時の連絡体制又は防災体制を確保している共同生活住居に入居している利用者について、加算額を算定する。

なお、常時の連絡体制又は防災体制を確保している共同生活住居に入居している利用者は、報酬告示第15の1の5のイの夜間支援等体制加算(Ⅰ)及び同ロの夜間支援等体制加算(Ⅱ)を算定できないものであること。